

船舶事故調査（猪苗代湖被引浮体搭乗待機者死傷）について
（経過報告）

令和3年8月26日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年9月6日、猪苗代湖の福島県会津若松市中田浜において発生した船舶事故（猪苗代湖被引浮体搭乗待機者死傷）について、令和2年9月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

プレジャーボート（以下「本船」という。）は、令和2年9月6日、猪苗代湖の福島県会津若松市中田浜を航行中、同浜沖で浮遊状態にあった被引浮体搭乗待機者4人に衝突し、1人が死亡し、2人が負傷した。

2. 調査の概要

令和2年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査、関係者からの口述聴取、衝突に関する情報、気象及び水象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

9月6日、中田浜において、本船は航行中、また、水上オートバイの被引浮体に搭乗する順番を待っていた搭乗待機者はライフジャケットを着用して湖面に浮遊中、本船が浮遊状態の搭乗待機者に衝突した。

(2) 死傷者

被引浮体搭乗待機者は、1人が死亡し、2人が重傷を負った。

(3) 船舶の損傷等

調査中。

(4) 気象・水象

事故現場の北東方約10.4kmに位置する猪苗代観測所による本事故当時の観測値は、次のとおりであった。

風向 南南西、風速 平均4.6m/s 最大瞬間7.3m/s、日照時間10/10分

気温 24.9℃、降水量 0.0mm

事故現場の西方約10.9kmに位置する若松特別地方気象観測所による本事故当時の観測値は、次のとおりであった。

天気 晴れ、風向 東南東、風速 6.4m/s、

気温 29.9℃、降水量 0.0mm、視程 20.0m

中田浜の内浜における湖面の状態はさざ波程度であった。

(5) その他

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会関係者は、本事故後、別添資料に示す措置を講じた。

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、本船が被引浮体搭乗待機者に衝突し、被引浮体搭乗待機者が死傷した経緯等、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の更なる調査を進める。

【別添資料】

本事故後に講じられた措置

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会関係者は、本事故後、次の措置を講じた。

(1) 中田浜の利用に関する看板の設置

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会会津若松地域部会は、本事故後、「中田浜の利用ルール」に関するA2サイズの看板（以下「中田浜利用ルールに関する看板」という。）を中田浜に2箇所設置し、同看板には、利用禁止区域及び次の注意事項を記載した。

- ① ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、手こぎボート、モーターボートは、利用禁止区域には入れません。
- ② 船舶航行区域に出るまでは原則徐行運転
- ③ 船舶航行区域内でウェイクボード等を使用する場合は、見張りを立てるなど、周囲の安全に充分注意し、行うこと。
- ④ 湾内で船舶を航行する際は周囲の安全に充分注意すること。

(図1、写真1参照)



図1 中田浜に設置された中田浜利用ルールに関する看板



看板 A（右側の看板）



看板 B

写真1 中田浜利用ルールに関する看板の設置状況

(2) 船舶航行区域への誘導ブイの設置

中田浜船舶安全協会及び湊町観光協会は、本事故後、船舶航行区域に誘導ブイを直列に設置した。このことにより、船舶は、船舶誘導係留区域を徐行し、船舶航行区域においては誘導ブイに沿って航行するよう示した。

(3) 猪苗代湖各浜の利用ルールに関する情報の更新・公表

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会事務局は、下部組織である地域部会で定めた、中田浜を含む猪苗代湖各浜のゾーニング、利用区分等を取りまとめ、猪苗代町内の関係機関等で組織されている猪苗代湖水上遭難対策協議会（以下「対策協議会」という）に情報提供を行い、対策協議会は、当該情報を反映したものを、令和3年7月1日、最新版のリーフレット「猪苗代湖利用区分マップ（プレジャーボート 水上オートバイ ご利用の方の航行可能区域）」として更新・公表した。

「猪苗代湖利用区分マップ」

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-25-5351.html>